

釧路市工事請負代金の債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、釧路市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「元請負人」という。）が、当該建設工事に係る請負代金債権（以下「請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）又は地域建設業経営強化融資制度（以下「下請セーフティネット事業等」という。）を利用する場合に、釧路市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする場合等の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権を譲渡できる者)

第2条 下請セーフティネット事業等を利用して請負代金債権を譲渡できる者は、元請負人のうち原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者とする。

(債権を譲り受けることができる者)

第3条 下請セーフティネット事業等における請負代金債権を譲り受けることができる者は、次のいずれかに該当する者であって、財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けた者（以下「協同組合等」という。）とする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び協同小組合連合会
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定による一般社団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定による公益社団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

等に関する法律（平成18年法律第50号）の規定による特例社団法人
のいずれかである建設業者団体

(3) その他振興基金において、振興基金の被保証者となる資格を有すると
認められたもの

(対象工事)

第4条 債権譲渡の承諾の対象となる建設工事は、市が発注した工事とする。
ただし、次に掲げる工事を除く。

(1) 工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見
込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込
まれる工事

ウ 債務負担行為に係る工事又は繰り越された工事において地域建設業
経営強化融資制度を活用する場合であって、債権譲渡承諾依頼書の提
出時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満で
ある工事

(2) 釧路市建設工事低入札調査価格設定要領（令和3年4月1日施行）第
8条の規定による低入札価格調査を行った工事で、当該低入札価格調査
を受けた者が落札者となった工事

(3) 市が役務的保証を必要とする工事

(4) その他市長が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第5条 元請負人が下請セーフティネット事業等を利用するために、市長が、
譲渡を承諾することができる工事請負代金債権の範囲は、次に掲げる債権
の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

(1) 完成後の工事に係る請負代金債権 契約約款第32条第2項の検査に
合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から、
市が既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金の額並びに当該

工事請負契約により生ずる遅延損害金等の、市が当該工事請負契約に基づき元請負人に対して請求できる債権の額を控除した額

(2) 完成前に請負契約を解除した工事に係る請負代金債権 契約約款第5条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から、市が既に支払いをした前払金、中間前払金及び部分払金の額並びに当該工事請負契約により生ずる違約金等の、市が当該工事請負契約に基づき元請負人に対して請求できる債権の額を控除した額

2 当該工事請負契約の契約変更により請負代金債権の額に増減があった場合においては、前項第1号及び第2号の請負代金債権の額は、変更後の請負代金債権の額とする。この場合において、この要領の規定により請負代金債権を譲渡した者（以下「債権譲渡人」という。）はこの要領の規定により請負代金債権を譲り受けた者（以下「債権譲受人」という。）に変更後の契約書の写しを提出して通知しなければならない。

3 前条第1号ウに規定する工事に係る債権譲渡は一括して行うものとし、年度毎の分割譲渡は認めないものとする。また、当該工事において譲渡される請負代金債権の額は、第1項の規定によるもののほか、既に支払った工事請負代金金額を控除した額とする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第6条 市長は、当該工事に係る出来高（複数年度にわたる場合にあっては、最終年度の工事に係る出来高。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の場合は、当該工事全体に対する出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降に債権譲渡を承諾するものとする。

2 債権譲渡の承諾にあたっての当該出来高の確認については、工事履行報告書（様式3）の受領をもって足りることとする。

（債権譲渡の承諾申請）

第7条 下請セーフティネット事業等を利用しようとする元請負人は、下請

セーフティネット事業等のいずれか一つのみを選択の上、協同組合等との間に、選択した制度に係る市の債権譲渡の承諾があったことを停止条件とする債権譲渡契約を締結するものとする。

2 債権譲渡の承諾を受けようとする元請負人は、協同組合等と共同して次の書類により市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請書類の提出に当たっては市総務部契約管理課に持参又は郵送によるものとし、その他の方法での提出は認めないものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書 3通

ア 下請セーフティネット債務保証事業を選択する場合（様式1）

イ 地域建設業経営強化融資制度を選択する場合（様式2（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については様式2-2））

(2) 元請負人と協同組合等との間で締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通

(3) 工事履行報告書（様式3） 1通

(4) 保証委託契約約款等において、請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する承諾を受けている旨を証するもの 1通

(5) 振興基金が発行する債務保証承諾書等の写し 1通
（債権譲渡の承諾基準）

第8条 市長は、次のすべてが確認された場合に、債権譲渡を承諾するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。

ア 下請セーフティネット債務保証事業の場合は様式1を、地域建設業経営強化融資制度の場合は様式2（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については様式2-2）を使用し、定められた必要事項のすべてが記載されていること。

イ 元請負人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が工事請負契約書と一致していること。

ウ 工事名、工事場所及び工期に誤りがなく、第4条に定める対象工事であること。

エ 請負代金額、支払済の既払金額、前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、申請時時点における債権譲渡額が、工事請負契約に基づき元請負人が請求できる請負代金債権金額と一致していること。

(2) 前号で選択した制度に係る締結済の債権譲渡契約証書の写しが提出されていること。

元請負人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名が債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。

(3) 当該工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

ア 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることが確認できること。

イ 市に提出済の保険又は保険証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書の記載内容が一致していること。

(4) 工事履行報告書が提出されていること。

ア 当該工事の出来高（複数年度にわたる場合にあっては、最終年度の工事に係る出来高。ただし、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事の場合は、当該工事全体に対する出来高。）が2分の1以上であることを確認すること。

イ 元請負人が作成していること。

ウ 元請負人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び印が、債権譲渡承諾依頼書のものと一致していること。

(5) 当該工事請負契約が解除されていないこと、又は契約約款第44条の2第1項各号に該当するおそれがないこと。

(6) 元請負人が当該工事請負代金債権の債権者であること。

(7) 振興基金が協同組合等に対して発行した保証事業についての債務保証承諾書等の写しが提出されていること。

(債権譲渡の承諾)

第9条 債権譲渡の承諾は、第7条に基づく適正な申請書類の提出を受けた後、前条の事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

2 前項の規定による債権譲渡承諾書の交付は、第7条に基づく申請書類の提出を受けた日より7日以内に行うものとする。この場合において、交付期限日が休日（釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に定める休日をいう。）、土曜日又は日曜日に当たるときは、順次これを繰り下げる。

3 市長は、債権譲渡整理簿により債権譲渡の承諾の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第10条 第7条に定める適正な債権譲渡に係る申請書類の提出がない場合又は第8条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承認は行わない。

2 前項の場合には、速やかに、承諾しない旨及びその理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式4）を元請負人及び協同組合等にそれぞれ1通を交付することにより行うものとする。

(出来形確認)

第11条 保証事業における債権譲渡契約の締結、融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、協同組合等が当該出来形確認を行うものとする。

2 前項による出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、

協同組合等は、市長に工事出来高査定協力依頼書（様式5）を提出するものとする。

3 前項の工事出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、市長は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（債権譲渡承認後の中間前金払等の取扱）

第12条 債権譲渡承諾後は、当該工事については、前金払、中間前金払及び部分払（地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については、会計年度末における部分払を除く。）の請求はできないこととする。なお、地域建設業経営強化融資制度を活用する工期末が次年度かつ残工期が1年未満の複数年度工事については、最終年度における前金払、中間前金払及び部分払の請求はできないこととする。

（融資実行の報告）

第13条 元請負人及び協同組合等は、市の債権譲渡の承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式6）を提出しなければならない。

（請負代金の請求等）

第14条 債権譲受人は、元請負人が請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、請負代金の額が確定した後、初めて譲り受けた請負代金債権の範囲内で支払を請求することができる。

2 債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は、請負代金等の請求をすることができない。

3 債権譲受人が、当該債権の支払を請求するときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。この場合において、当該申請書類の提出に当たっては市総務部契約管理課に持参又は郵送によるものとし、その他の方法での提出は認めないものとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式7） 1通

(2) 市の承諾印押印済の債権譲渡承諾書の写し 1通

4 市長は、前項各号の書類により請求者の請求権及び債権金額等を確認のうえ、所定の手続を経て当該工事請負契約に係る債権の額を支払うものとする。

(不正時の対応)

第15条 保証事業の監督官庁、協同組合等の監督官庁、振興基金、又は捜査機関等が、元請負人又は協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、市長は、当該不正を行った元請負人又は協同組合等を本要領の債権を譲渡することができる者又は債権を譲り受けることができる者の対象から除外するものとする。

2 元請負人又は協同組合等が提出した書面等が明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、市長は、保証事業の監督官庁、協同組合等の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、下請セーフティネット事業等における債権譲渡の承諾に関し必要な事項については、市長が都度定める。

附 則

1 この要領は、平成20年12月22日から施行する。

2 この要領は、施行日以後締結される工事請負契約に係る請負代金債権及び施行日前に締結された工事請負契約であって施行日において請負代金債権が支払われていないものについて適用し、既に請負代金債権が支払われたものについては、なお従前の例による。

3 この要領のうち、地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱は令和8年3月31日までの間に限り行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。